

○美濃加茂市東京圏からの移住支援事業補助金交付要綱

令和6年4月1日

告示第61号

(目的)

第1条 この告示は、岐阜県が、岐阜県東京圏からの移住支援事業費補助金交付実施要綱（平成31年4月1日地振第20号の2岐阜県清流の国推進部地域振興課長通知）に基づき、岐阜県東京圏からの移住支援事業の対象として選定した対象者に対して交付する補助金を財源とする美濃加茂市東京圏からの移住支援事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することにより東京圏から本市への移住促進を図ることを目的とする。

(適用例規)

第2条 補助金の交付に当たっては、美濃加茂市補助金等交付規則（平成25年美濃加茂市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示による。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の一部の区域のうち、別表第1に規定する条件不利地域を除いたものをいう。
- (2) 東京23区 地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に規定する特別区の区域をいう。
- (3) 転入 本市に住居を移し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民登録することをいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、申請時において次の各号に掲げる要件の全てを満たす者でなければならない。

- (1) 移住等に関する要件
- (2) 就業に関する要件又は起業に関する要件
- (3) 世帯に関する要件

2 前項に掲げる各要件は、別表第2に定めるところによる。

3 第1項の規定にかかわらず、これまでに補助金又は美濃加茂市清流の国ぎふ移住支援事業補助金交付要綱（令和4年美濃加茂市告示第253号）若しくは美濃加茂市林業就業移住支援金交付要綱（令和3年美濃加茂市告示第48号）に規定する補助金の交付を受けている世帯には、補助金を交付しない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、30万円（18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき5万円を加算した額とする。ただし、1世帯当たり5

0万円を上限とする。)

(補助金交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第8条第1項に規定する補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 美濃加茂市東京圏からの移住支援事業補助金実施計画書(様式第1号)
- (2) 移住先の就業先の就業証明書(様式第2号)
- (3) テレワーク就業する場合にあっては、テレワーク就業証明書(様式第3号)
- (4) 本人確認書類
- (5) 別表第2に規定する世帯に関する要件を満たすことを証する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 規則第8条第1項の規定による期日は、補助金の交付申請をした日(以下「補助金の申請日」という。)を受けようとする日の属する年度の1月末日とする。

(交付の条件)

第7条 市長が補助対象者に対して行う交付決定には、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 自治会に加入をして、地域活性化に寄与すること。
  - (2) 岐阜県又は本市が実施する移住定住施策への協力(各種移住定住に係る調査及びインタビュー、セミナーの講師等)をすること。
- 2 移住支援金の交付申請時から移住5年目までの各年、第4条の各要件及び前項の条件を確認する調査に応じること。

(実績報告)

第8条 規則第18条の規定による実績報告は、第6条の規定による交付の申請をもって行ったものとみなす。

(補助金の額の確定)

第9条 規則第19条の補助金等確定通知書により交付すべき額が確定した旨を通知したときは、規則第11条の補助金等交付決定通知書を通知したものとみなす。

(返還請求)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる要件に該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、補助金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものと市長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 全額の返還 次のいずれかに該当するとき。
  - ア 虚偽の申請等をした場合
  - イ 補助金の申請日から3年未満に市外へ転出した場合
  - ウ 就業の場合は、補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合
  - エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還 補助事業者が補助金の申請日から3年以上5年以内に市外へ転出した場合

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年12月26日告示第70号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月29日告示第28号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年4月27日告示第80号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月30日告示第46号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

都県名	条件不利地域
東京都	檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村
埼玉県	秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村及び神川町
千葉県	館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町及び鋸南町
神奈川県	山北町、真鶴町及び清川村

別表第2（第4条関係）

要件区分等	条件の該当	条件
移住等に関する要件 ア 移住元	①及び②のいずれにも該当すること	①転入する直前の10年間のうち、通算して5年以上、東京圏に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。 ②転入する直前に、連続して1年以上、東京圏に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤期間については、転入する3月前

			<p>までを当該1年の起算点とすることができる。)</p> <p>※東京圏に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。</p>
	イ 移住先	①から③までの全てに該当すること	<p>①令和5年4月2日以降に転入したこと。</p> <p>②申請時において、転入後1年以内であること。</p> <p>③当市に、補助金の申請日から5年以上、継続して居住する意思があること。</p>
	ウ その他	①から⑤までの全てに該当すること	<p>①申請日の属する年度の4月1日時点で、申請者の年齢が39歳以下であり、かつ、申請者を含む2人以上の世帯員を有すること。</p> <p>②市税等の滞納がないこと。</p> <p>③暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。</p> <p>④日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。</p> <p>⑤その他市長が補助金の対象として不適当と認めた者でないこと。</p>
就業又は起業に関する要件	ア 就業（一般就業）	①から⑦までの全てに該当すること	<p>①勤務地が東京圏以外の地域に所在すること。</p> <p>②就業先が、移住支援事業を実施する都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。</p> <p>③就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。</p> <p>④令和5年6月22日以前の転入者については、週20時間以上の無期雇用契約</p>

		<p>に基づいて就業し、申請時において連続して3月以上在職していること。令和5年6月23日以降の転入者については、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において在職していること。</p> <p>⑤上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記②の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。</p> <p>⑥当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。</p> <p>⑦転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。</p>
イ 就業（専門人材）	①から⑥までの全てに該当すること	<p>①岐阜県プロフェッショナル人材確保事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業したこと。</p> <p>②勤務地が東京圏以外の地域であること。</p> <p>③令和5年6月22日以前の転入者については、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3月以上在職していること。令和5年6月23日以降の転入者については、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において在職していること。</p> <p>④当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。</p> <p>⑤転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。</p> <p>⑥目的達成後の解散を前提とした個別のプロジェクトへの参加等、離職することが前提ではないこと。</p>
ウ テレワ	①及び②のいずれ	①所属先企業からの命令ではなく、自己の

	ーク	にも該当すること	<p>意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。</p> <p>②デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業（地方創生テレワーク交付金）を活用した取り組みの中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。</p>
	エ 関係人口	①から④までの全てに該当すること	<p>①市内の法人等に就業又は市内で起業すること。</p> <p>②申請日以前の5年間に地域と関わりを持っており、市内の法人、団体又は個人から、地域との関わりを有するとして、3親等以内の親族以外から推薦された者で、移住後5年間は地域との関わりを持つと誓約できること。</p> <p>③県又は市が実施する移住定住施策への協力の意思があること。</p> <p>④移住した年から起算して5年目までの各年、現況等に関するレポート提出を行う意思があること。</p>
	オ 起業		<p>申請日以前の1年以内に岐阜県が実施する岐阜県地域課題解決型創業支援事業補助金交付要綱に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。</p>
世帯に関する要件	申請者を含む2人以上の世帯員が、①から⑤までの全てに該当すること。ただし、③から⑤については世帯員のいずれもが該当すること	<p>①移住元において、同一世帯に属していたこと。</p> <p>②申請時において、同一世帯に属していること。</p> <p>③令和5年4月2日以降に転入したこと。</p> <p>④申請時において、転入後1年以内であること。</p> <p>⑤暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。</p>	

18歳未満の世帯員を帯同する場合、次に該当すること。	申請日が属する年度の4月1日時点において当該世帯員が18歳未満であること。
----------------------------	---------------------------------------